

ＥＴＦ上場契約書（外国ＥＴＦ信託受益証券及び外国商品現物型ＥＴＦ
信託受益証券）

ＥＴＦ上場契約書

平成　　年　　月　　日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名(又は法人名)

代表者の

役職署名

（以下「当社（又は当法人）」という。）は、
その管理、発行又は受託する外国ＥＴＦを信託財産とし、当該外国Ｅ
ＴＦに係る権利の内容が信託の受益権の内容に含まれる外国ＥＴＦ信
託受益証券を上場するについて、株式会社大阪証券取引所（以下「取
引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある
業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに
関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、当社（又は当法人）
及び当社（又は当法人）が上場申請し、上場される外国ＥＴＦ信託
受益証券（以下「上場外国ＥＴＦ信託受益証券」という。）に適用の
あるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場外国ＥＴＦ信託受益証券
に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。

- 3 今後、取引所に外国 E T F 信託受益証券を上場するについても、この度上場する受益証券と同様に、前 2 項に定めるところに従うこと。
- 4 本契約から生じる又は上場外国 E T F 信託受益証券に関する当社（又は当法人）と取引所との間の一切の訴訟については大阪地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

（注） 外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては、本契約書において、「外国 E T F 信託受益証券」とあるのは「外国商品現物型 E T F 信託受益証券」と、「上場外国 E T F 信託受益証券」とあるのは「上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券」と、それぞれ読み替える。

付 則

この契約書は、平成20年 4 月14日から施行する。

付 則

この契約書は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この契約書は、平成25年 1 月 1 日から施行する。